

# 国民義勇隊と国民義勇戦闘隊

中山 知華子

## はじめに

本土決戦が現実のものとなりつつあった1945年3月末、国民義勇隊の構想が発表された。これは国民学校初等科終了以上の者で男子65歳、女子45歳以下の者を隊員とし、法的根拠に依らない国民の任意組織とされ、隊員は非戦闘員である。対して国民義勇戦闘隊は国民義勇隊を母体とした軍隊の一部であり、女子も皇軍の一員としたという点で「国民皆兵の最極限<sup>(1)</sup>」であった。国民義勇戦闘隊は法的根拠に基づくもので、隊員は戦闘員であった。

国民義勇隊は当時から最終的な国民組織と言われたが、その編成に着手してわずか4ヶ月で解散し、活動として盛り上がるものはなかった。そのためかこれに関する研究は少なく、断片的な論及に留まることが多い。国民義勇戦闘隊に関してはさらに乏しく、軍部からの視点が抜け落ち、国民義勇隊に付随するものとの一面的な考察の域を出ていないように思われる<sup>(2)</sup>。

このような研究状況に鑑み、本稿では両者を区別し、すなわち国民運動系列の国民義勇隊、軍隊の一部としての国民義勇戦闘隊という位置付けで考察を進めたい。そのうえで両者の編成過程や末端での実態を描き、さらに両者の性格が戦局に応じて段階的に変化する様子を分析してみたい。末端での実態を明らかにするに当り、主に京都府の史料と京都府竹野郡木津村の史料を使った。なお、義勇隊、戦闘隊のファシズム体制下における意味を問うことは重要であると考え、本稿では課題を上記2点に限定した。

(以下、国民義勇隊、国民義勇戦闘隊を、それぞれ義勇隊、戦闘隊と略記することがある。引用文中の〔 〕の括弧内は筆者注、…は筆者省略を示す。同じく傍点は筆者による。)

## 1. 国民組織に関する中央構想

1944年夏、マリアナ諸島は米軍の手に落ち、「絶対国防圏」はあえなく崩壊した。以後ここからの本土空

襲が予想され、国内防衛体制強化の必要性が高まる。陸軍省主導のもとに策定され、8月15日に閣議決定をみた「総動員警備要綱」によると、①沿岸に対する敵の攻撃、②空襲、③災害・騒擾その他の非常事態の場合に総動員警備が実施され、それには「警察力ヲ中核トシ関係各庁ノ警備力ヲ糾合シ且必要ニ応ジ帝国法人其ノ他ノ団体」の協力で当たることになっていた。また軍は帝国在郷軍人会に防衛隊を編成させ、軍配備が手薄の地域の警備を担当させた。このように44年の段階では、国内防衛に当たるのは専門の警備機関や郷軍による防衛隊であり、一般国民は考えられていない。一般国民については「国土防衛の気魄と闘魂を振起させる」ことが主眼であった。まだ一般国民を直接戦力とは考えず、作戦への参加を求めていたとすれば戦意昂揚という消極的な意味においてであった<sup>(4)</sup>。

この間も戦局は悪化し続け、44年末の大本営による敵情勢判断は、いよいよ本土決戦の近いことを言う。すなわち、米軍は「急速にフィリッピン及びマリアナ等の基地を固め…概ね八、九月頃までに日本本土の包囲進攻態勢を確立して…本土の攻略を断行する」と予想された<sup>(5)</sup>。この判断に基づいて以後作戦準備を進めるが、ここに至って国民への対処方法に変化が出てくる。大本営作成の「昭和二十年中期を目途とする戦争指導腹案」は、「国土防衛を全からしむる如く国民組織を再編成し其の総武装を断行」することを明示している<sup>(6)</sup>。また大本営陸軍部が3月中旬に策定した「決号作戦準備要綱」では、国内抗戦（対敵行動が主）について「師管区部隊、警備隊(在郷軍人を以て編成す)及び官民の義勇兵組織等を以て遊撃、偵諜、偽騙、宿営妨害等のゲリラ活動を策」すとし、国内警備（対内諸般の警備が主）でもこれと同様の兵力を使用するとしている<sup>(7)</sup>。陸軍は2月下旬、本土決戦に備えて正規軍の新兵備計画を発表したが、それは本土における在来兵備——師団10個、独立混成旅団6個、戦車旅団1個——に加えて各々40個、16個、6個、人数にして150万人を新たに動員するというものであった<sup>(8)</sup>。この作戦部隊の大動員に応じ、兵站部隊の要員として別に40万人

が必要とされたが、これは「大陸からの転用と国民戦闘組織に俟つこと<sup>(9)</sup>」とされた。こうして軍とは無関係の一般国民も、戦意昂揚という消極的なものではなく、戦闘力——ゲリラ要員や兵站要員——として積極的に作戦に組み入れられることが確定した。この場合の国民総武装とは、文字通りの武装を意味した。

陸軍省では45年の初めころから、この「官民の義勇兵組織」「国民戦闘組織」について研究を続けていたが、この段階ではまだ「確たる成案を得られなかった<sup>(10)</sup>」という。なぜ具体案の策定に難航したのか。それは国民組織を「全面的に軍の作戦戦闘に組織運用することは、国民の権利、義務に影響するところが<sup>(11)</sup>」であるからであり、さらに陸軍省軍務局長眞田穰一郎が言うように、国民指導にあたって「軍が直接手を出すことは極力控える」配慮が必要であったし、「如何なる場合でも法的根拠による」ことが絶対条件であったからであろう<sup>(12)</sup>。軍にとっては、官民によって主導される組織を支援するという形が理想であったと考えられる<sup>(13)</sup>。一方、45年に入って本土決戦が必至となると、政府は国民運動の一元化・強力化のために新たな国民組織を必要としていた<sup>(14)</sup>。ここに至って両者の思惑が一致し、45年3月23日、国民義勇隊の組織化が閣議において決定され、翌日発表された<sup>(15)</sup>。

ただ、政府内でも小磯内閣首相と大達茂雄内相との間に微妙な相違があった。3月22日、国民総武装の立法的措置と防衛計画の方針に関する質問に対し、小磯は「国土防衛は統帥部で当然立案されてあると思ふ、我々国民同胞は何時でも統帥部の計画に応じ得る体制」を整えておくことが重要であると答えている。翌日の津崎尚武(翼賛政治会)の報告によると、政府は近く実現する国民組織に対し、簡易兵器を与える用意があるということであった<sup>(16)</sup>。つまり、小磯をはじめ閣内の一部あるいは大部分では、国民は国土防衛に関して軍の意向に従い、場合によっては実際に武器を執って戦うことが考案されていた。それに対して大達内相は「国民総武装については広い意味の総武装で、直接武器を採るわけではない」と、国民の戦闘行動を否定している。

このようなズレのためか、国民組織を如何に戦闘に従事させるかについては結局まとまらなかった。したがって3月23日の閣議決定では、「「<sup>(17)</sup> 戦勢急迫セル場合ハ武器ヲ執ツテ蹶起スルノ態勢ヘ移行」するとしながらも、その態勢の具体化まで踏込めず、「「<sup>(17)</sup> 武装隊組織及其ノ出動ニ関シテハ特別ノ措置ヲ講ズ」」としか書けなかったのである。そしてこの問題は小磯内閣が総辞

職するまで未解決のままであった。よって、軍部からすればこの時期の義勇隊組織案は、「「<sup>(18)</sup> 戦闘組織にも触れず、なんとなく政治的臭味も感ぜられ」」るものと映ったのである。一方、この閣議決定では勤労出動に関して比較的具体的に示されており、小磯内閣時には出動隊としての性格を強く持つ隊組織となっていたことが分かる。3月23日の閣議決定の要旨は以下の通り<sup>(19)</sup>。

#### 一. 目的

国民義勇隊は隊員各自が旺盛な皇国護持の精神の下、各自の職任を完遂しつつ戦局の要請に応じて以下の業務に対し活発に出動する。

1. 防空及び防衛、空襲被害の復旧、都市及び工場の疎開、重要物資の輸送、食料増産(林業を含む)等に関する工事又は作業で、臨時緊急を要するもの。
2. 陣地構築、兵器弾薬糧秣の補給、輸送等陸海軍部隊の作戦行動に対する補助。
3. 防空、水火消防その他の警防活動に対する補助。

#### 二. 組織

1. 多人数を擁する職域(官公署、会社、工場、事業場)ごと、その他は一定の地域ごとに、それぞれ男女別に組織する。学校は別に学徒隊を組織する。
2. 義勇隊員の範囲は、老幼者、病弱者、妊婦等を除き、国民学校初等科終了以上、男子は65歳以下、女子は45歳以下の者。ただしこれ以外の者も志願により加入できる。
3. 都道府県ごとに国民義勇隊本部を置き、該当区域内の国民義勇隊を統括する。本部長は地方長官が、市区町村隊の隊長は市区町村長が当たる。

#### 三. 運用

1. 国民義勇隊は出動要請に基づくか、もしくは本部長や各隊長が必要と判断した場合に出動する。
2. 国民義勇隊の出動要請は地方長官に対してなされ、地方長官が出動指令を出す。
3. 軍の補助のために出動する場合は当該陸海軍部隊の指揮を、警防活動の補助の場合は当該官署長の指揮を、その他の場合は当該工事又は作業の施行者の指揮を受ける。

#### 四. その他

1. 出動に要する経費は目的に応じ、軍、政府、公共団体、または出動の受益者が負担する。

小磯内閣の総辞職に伴い、4月7日鈴木貫太郎内閣が誕生、国民義勇隊はこの内閣において具体化する。まず前内閣時に決定をみなかった戦闘組織について組閣早々に決定したが、これについては後述する。小磯内

閣時には勤労出動隊の性格が強かったのに対し、鈴木はあくまで各自の職任完遂を強調している。<sup>(20)</sup> 鈴木の説明では、小磯内閣時の閣議決定は「どちらかといへばいはゆる出労体制に重点を置」いていたが、「通常時における国民義勇隊の任務は隊員をしてそれぞれの職域における任務を完遂せしめるにあり、その点からいへば出労奉仕はむしろ第二義的で、特攻勇士と同一の心構へをもつて職任を死守することに第一義の目的が」あるのであった。<sup>(21)</sup>

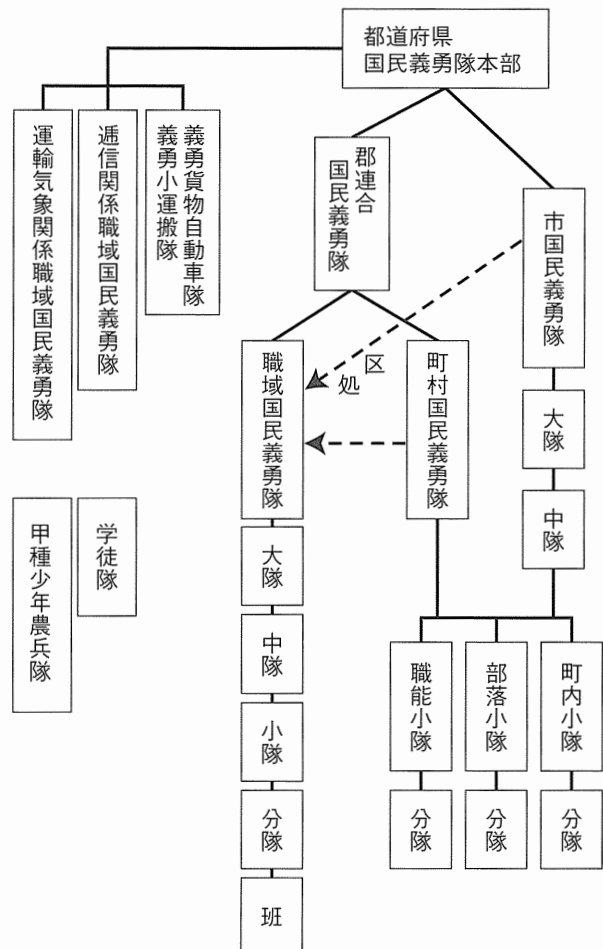
この背後には末端での政府の意図しない「行過ぎ」の訓練があった。3月23日の発表で戦闘組織に触れながら具体案を出せず、国民義勇隊の宣伝も「散発的で統一」<sup>(22)</sup> されないまま1ヶ月近く経っていた。「国民義勇隊の特別な訓練は一切行」わず、「特に末端における行過ぎのないやう指導」<sup>(23)</sup> することになっていたが、各地域では言葉だけが先行して、様々な訓練が行われていた。政府が国民義勇隊構想を発表する以前にも義勇隊に類する組織が各地で結成されており、それらは総じて戦闘訓練を重視したものであった。例えば、44年冬に設立された千葉県下の航空機会社では、「男子隊員は一人十殺の竹槍を女子隊員は薙刀をふり作業の暇に猛練習」<sup>(24)</sup> をしているし、静岡県下田町では3月21日、全町民総武装の義勇突撃隊の結成を決め、挺身斬込戦術や護身術などの訓練を開始している。新聞紙上でも戦闘を強調した記事が見られる。「国民義勇隊は事実上、国民戦闘組織であつて、銃を執り得る者には銃を、手榴弾を投げ得る者には手榴弾が与へられ、一億国民一人残らず祖国防衛にあたる日もやがて来るだらう」、だからいままら武器の構造や扱い方などを熟知し、猛訓練を重ねることが大切だとして、手榴弾の構造や投擲法などを解説している。<sup>(25)</sup>

鈴木内閣はこれらの「行過ぎ」をなんとか鎮めようと、「今までいはれてゐたやうな竹槍訓練を主な目的とする組織ではない…生産に従事しながら防衛に当り、防衛しながら生産を行ふ」<sup>(26)</sup>、「活動は飽くまで地に着いた地味なものであるべきである」<sup>(27)</sup>、「竹槍的訓練は絶対にやらない」<sup>(28)</sup> ということを盛んに言っている。義勇隊の任務の一つに兵站業務への出動があり、事実これに従事することになるが、この時期の閣議決定や内相の説明では、この任務は戦闘隊転移後に担当するとされた。これも同様の配慮によるものであろう。4月13日の閣議決定で在郷軍人防衛隊は解消することになったが、それも在郷軍人会の従来からの竹槍訓練等の活動を批判してのものであったと考えられている。<sup>(29)</sup>

## 2. 末端における国民義勇隊

3月23日の閣議決定から遅れること1ヶ月、4月30日、各都道府県に内務省から「国民義勇隊ノ組織ニ関スル要綱」が宛てられ、初めて正式に義勇隊の目的、地域・職域別の組織、戦闘隊組織、地域本部組織、運用等が示された。<sup>(31)</sup> 義勇隊の組織に関しては図iの如く具体化された。市町村単位で市町村国民義勇隊を編成し、その下に町内会・部落会ごとで小隊を作るが、地方によっては適宜の編成ができる。京都市では区、町内会連合会を単位に大隊、中隊を設けた。戦闘隊転移後のことを考慮して町村隊は郡ごとに郡連合隊を組織することとなった。職域では既存の職階制に基づいて大隊、小隊等を設け、職域の責任者が隊長となることが決められ、職域国民義勇隊に加入する者は地域隊には加入しないこととされた。また軍の作戦と密接な関わりのある運輸、通信、航空、気象、電力関係等の職域に対しては、それぞれ個別の方針が示され地方長官に直属するものとされた。<sup>(32)</sup>

図i 国民義勇隊組織図



この要綱を受けた各都道府県は準備委員会（準備懇親会など）を持ち、内務省要綱を参考に各々の要綱を作り、5月10日前後、市区町村・地方事務所に通達している。さらに本部の職制・幹部等を決め、5月下旬～6月初めにかけて本部の結成をほぼ完了、各国民義勇隊の結成も同時期に行われた。京都府では、5月25日石清水八幡宮において「京都府国民義勇隊」本部の結成奉告祭と結成式を行い、30日内務省に結成状況を報告した。また6月中旬までに、京都府内の214すべての市町村国民義勇隊、100人以上の職域隊308ヶ隊の結成を完了している<sup>(33)</sup>。職域隊としては、京都府庁、住江織物株式会社京都工場、京都拘置所、都ホテル、東・西本願寺などがあつた<sup>(34)</sup>。

京都府北西部、丹後半島の付根に位置する竹野郡木津村（現在は竹野郡網野町）に対し、京都府から奥丹後地方事務所長を経て5月15日、村長の友松米治に隊結成の指示が出された<sup>(35)</sup>。9つの部落を持つ木津村ではそれぞれが小隊を編成することとなった。各部落で作成した正副小隊長候補者案（小隊長＝区長とは限らない）と、氏名、年齢、学校、職場を記した隊員名簿をもとに、26日、村長は地方事務所長に編成報告を行い、総数759名の木津村国民義勇隊が編成された。各部落ごとの編成は表iの通りである。この間に幹部人選案を報告しているが、その結果、木津村案では幕僚とされていた在郷軍人会分会長の吉岡淳二が副隊長に変更された。この経緯には以下述べるように警察の関与が考えられる。副本部長・副隊長・参与等の義勇隊幹部は、戦闘隊転移後もそのまま戦闘隊の指揮を執ることになっていたため、これを考慮した人物を選定す

表i 木津村国民義勇隊小隊別人員表

部落名	人数(人)	男	女	役員	計
奥	60 (11)	62 (13)	1	123 (24)	
岡田	35 (7)	42 (9)	2	79 (16)	
中立	44 (24)	66 (14)	1	111 (38)	
下和田	43 (11)	39 (7)	1	83 (18)	
上野	50 (11)	82 (1)	0	132 (12)	
俵野	54 (7)	55 (2)	0	109 (9)	
溝野	22 (5)	15 (4)	0	37 (9)	
日和田	26 (6)	17 (2)	1	44 (8)	
温泉	20 (12)	21 (6)	0	41 (18)	
合計	354 (94)	399 (58)	6	759 (152)	

1945年5月26日「木津村史料」各部落の提出名簿より作成

※1 括弧内は地域隊から除かれると考えられる者（疾病者・各種学校生徒・教員の他、桃第三四〇一工場・丹後精機株式会社・旭機工会社・国産航空・舞鶴工業会社・宮津税務署・宮津線木津駅・福豊通信区・郵便局・病院勤務者など）。網野町河芳工場・浜詰岸藤工場は職域隊を編成するだけの規模を有しないと推測した。

※2 人数には各部落小隊の小隊長・副小隊長を含む。

※3 女子は後に60歳までとなるがここでは45歳までの人数である。

※4 役員は木津村国民義勇隊正副隊長、幕僚。

ることが求められていた。そこでこれら幹部の人選にあたり、警察は「不適格者ノ排除ニ努ムルト共ニ積極的ニ有為ノ人材ヲ登用スル様」努力を払う<sup>(36)</sup>。その結果、幹部の大多数が軍関係者、大政翼賛会・翼賛壮年団関係者となっている。全国52人の副本部長中、40%を陸軍大佐～中將クラスの在郷軍人が、19%を翼賛・翼賛関係者が占め<sup>(37)</sup>、本部顧問・参与では28%を軍人が、17%を翼賛・翼賛関係者が占めている<sup>(38)</sup>。

おおよその機構が完成したのを見計らい、内務省は義勇隊の活発な運営を要請するが、各地の実態は器が整ったにすぎず、いまだ活動できる体制ではなかった。実践行動が開始されるのは6月後半になってからであり、それは鈴木内閣で第二義とされた勤労出動の形で現れる。従来の町内会勤労奉仕との関係では、その形式を「一歩進めあくまで隊組織の運用で」従事することとなった<sup>(39)</sup>。勤労出動に対する報奨について、近畿地方では出動5日までの場合、1人1日につき、満16歳以上の男子で3.00円、満16歳以下の男子及び女子で2.00円などが決められた<sup>(40)</sup>。出動による死傷の場合、その出動の受益者が治療費や弔慰金を支給することになっていた<sup>(41)</sup>。

さて、京都府国民義勇隊本部長の三好重夫知事が義勇隊結成後初めて出動指令を出したのは6月19日である。それは乙訓連合隊、久世連合隊ならびに京都市隊東山大隊に対し、隊員計2000名の出動を命じ、周辺町村で麦刈作業に従事させるというものであった<sup>(42)</sup>。東京都では6月22日付で初の出動指令が出された。内容は、講習会や錬成会の開催という精神動員的なものと、戦災地の戦力化——1人焦土1坪以上を耕し、種苗を「各区役所と折衝の上入手」して植え付ける——というものであった<sup>(43)</sup>。他に、松根油掘りや疎開作業などが行われた。兵站業務に対する出動としては、京都府相楽郡連合国民義勇隊が大坂陸軍兵器補給廠で爆弾と弾薬を分散する運搬作業に従事し、埼玉県浦和市隊が『富士「リ」号演習』と呼ばれた作業に<sup>(45)</sup>、同県本庄町隊が飛行場滑走路の修理に従事している<sup>(46)</sup>。他には、たこ壺掘りや陣地構築等が行われた<sup>(47)</sup>。

広島市草津南町では、45年7月30日から焼夷弾による延焼を防ぐため、家屋引き倒し作業が職域の国民義勇隊員によって行われた。この家屋取り壊しの後片付け作業に、8月4日から12日の予定で地域隊（草津大隊に属する6中隊）が振り分けられた。草津南町に対する出動指令は、県本部→広島市国民義勇隊長（広島市長）→広島市隊草津大隊長（草津連合町内会長）→広島市隊草津大隊草津南町中隊長（町内会長）の順に

出され、各世帯へは回覧版が回された。これによって1世帯に少なくとも1人は出すこととされたが、近隣の人の替わりに出る人も多く、人数合わせの色合いが強い。義勇隊は任意組織であり、出勤も強制ではなかったが末端の隊員に出勤指令を出す中隊長(町内会長)の命令はきつく、出勤を拒むと配給を止められるという気持ちがあり、ほとんど義務的なものであったようだ。この隊では男子のほとんどが職域隊に属していたので、隊員の大部分は女子で、出勤した者の中には乳幼児を背負った者や、妊婦も少なからずいたようだ<sup>(48)</sup>。先述の木津村では759人中2割程度がそれぞれ職域の隊員となり、村隊には属しないと推測される(表i参照)。都市ではさらに地域隊から抜ける割合が多いと思われるが、鎌倉では地域隊に残るのは「老人と自由職業の者と病人」のみで、どの隣組でも2、3人であったという<sup>(49)</sup>。ところが都道府県本部から地域隊に出される出勤指令は、職域隊に入っている人数を考慮せずに出されたため、必然的に人数不足となり、この補完として本来なら出勤を免除されるべき人も多く出なければならない状態であった。同じ理由から多くの地方で45歳以上の女子も含むこととなったのである<sup>(50)</sup>。

義勇隊は結成された時点から定められた範囲の者はすべて隊員であったが、国民にそのような自覚は薄かったと思われる。草津に住む中山箕春は出勤のときだけ義勇隊員との認識を持ち<sup>(51)</sup>、名簿上、海軍軍医学校国民義勇隊隊長であった白石彰は隊員であったことすら覚えていないという<sup>(52)</sup>。

職域に対しては5月22日、「勤労統率組織確立要綱」が示された<sup>(53)</sup>。これは「軍隊準ズル部隊組織」である職域義勇隊の編成によって、職場の「統率ヲ強化シ部下掌握ヲ徹底シ…決戦生産ノ完遂ヲ期セシメン」とするものであった。すなわち5月の段階では、職場に国民義勇隊を組織することによって職務完遂を企図していた。だが、その効果は全くなかったと言える。5月中旬の中部軍管区区域内の出勤率は50%、東京都主要工場のそれは72~76%であったという<sup>(55)</sup>。45年6月に実施された行政査察では、「産業戦士ハ…職場ヲ離レ保身ト家庭ノ護リニ専念国家ヲ忘レタル実状ニ」あり、国民義勇隊は形式的でまったく実践されていないということが報告されている<sup>(56)</sup>。もともと産業界ではこの組織に対し「冷淡消極的」であり、隊編成によって逆に生産が低下することを懸念する声さえあった<sup>(57)</sup>。果たしてそれは現実のものとなっていた。つまり、特攻兵器工場の職域義勇隊に勤労出勤を命じたため、その生産に支障を来たした例が少なからずあったという<sup>(58)</sup>。職域

においては義勇隊の二つの機能——職任完遂と勤労出勤——が相殺しあっていることを伺うことができる。義勇隊は、増産に何の成果も挙げ得なただけでなく、逆に生産を阻止する要素も含んでいたのである。その対応策として、近畿地方総監府と舞鶴鎮守府は、管轄下の各府県国民義勇隊本部に海軍関係者を参与として配置することを通達した<sup>(59)</sup>。後述するが、軍部は5月に入ると戦闘隊の準備に本格的に取り掛かり、同時に戦闘隊の母体となる国民義勇隊の急速な組織化を要望したと考えられる。例えば京都地区司令官は京都府知事に対し、義勇隊の指導に関して軍官で連絡・査察を定期的に行うことを求め、7月中旬までに「国民義勇隊ノ若干ニ付義勇戦闘隊ニ転移ノ為ノ態勢並ニ訓練状態」の査察を行うとしている<sup>(60)</sup>。

このような軍部の関与や前述した警察権力の介入について、大日本産業報国会の三輪寿壮常任理事は「軍の要請による戦闘隊転移の問題もあり…それを急ぐために…今日[国民義勇隊組織を]上から命令的に作らせ」ている、すなわち、軍官からその組織化や活動について「細部にわたつた干渉」があるために義勇隊組織は魂が入らず、官製の組織となってしまうと不満を漏らす<sup>(61)</sup>。

以上のように、地域でも職域でも実のあがらない義勇隊に対し、何とか士気を盛り上げようと様々な方法が考えられた。内務省は国民義勇隊の「綱領」と「誓」の両案を決め、各地に提示している<sup>(62)</sup>。また「国民義勇隊の歌」も発表された<sup>(63)</sup>。これらは出勤・訓練に際し隊員に唱和させ、隊の精神昂揚を図ることが目的であったが、前述の広島市草津南町では、出勤時は「草津町の旗を立てて並んで歩いて」出かけるとだけあり、歌等のことには触れられていない<sup>(64)</sup>。

### 3. 国民義勇戦闘隊

1945年4月13日の閣議決定によって、軍部からの要望であった国防組織は、国民義勇隊と密接な関係を持ちながらも別組織とすることが明確になった<sup>(65)</sup>。これにより、「状勢急迫」すれば「戦争トナルベキ地域」の国民義勇隊は戦闘隊に転移して軍の指揮下に入り、郷土を核心として防衛・戦闘等に任ずることが新たに定められた。それは、平時は官民主導でありながら敵上陸などの非常時のみ軍の指揮下に入るという、軍にとって理想的な形であった。以後、陸軍省を中心に議会提出や法案類の準備が進められる。「参謀本部はこの件について専ら陸軍省に委任した形で、特筆すべき意見も出さなかった」という<sup>(66)</sup>。

3月末にはじまった沖縄戦で日本軍は持久戦法をとっていたが、5月半ばには「現戦線ノ保持逐次至難トナリ将ニ組織的戦略持久ノ終焉セン<sup>(67)</sup>」という状況に陥り、機に乗じて米軍がすぐにでも本土に進攻することが懸念された。既述の通り、44年末から45年初頭において、米軍上陸は9月頃と予想され、これに基づいて作戦準備が進められていたが、沖縄戦況に応じて5月初頭には6月末ころ以降に上陸が開始されると判断されるようになった<sup>(68)</sup>。この見方はほぼ全軍一致しており、豊田副武軍令部総長は九州・四国方面への上陸は7、8月ごろ、関東方面へは初秋以降と予想している。この時期、九州・四国方面の作戦準備はまだ整っておらず、そのため軍部は東日本の兵備を犠牲にしてもこの方面の兵備充実に尽力する。しかしその現状は貧弱なものであった。新たな召集兵の大半は未教育兵や老兵であり、加えて国力は膨大な兵備を整えることを許さず「やむなく十月までの生産に期待して、とりあえず人の和を図ることを第一義と」せざるを得なかった<sup>(70)</sup>。

一方、5月頃の国民の状態は、真っ先に上陸されるであろう九州においてさえ、「直接敵を迎え撃つという緊迫した気構えはできておらず」、義勇隊が一応組織されつつあったが、「それは戦場が外地に限られていたころの軍民協力体制と格段の変化も」なかった<sup>(71)</sup>。ここに米軍が上陸してくれば、住民は作戦軍の足手纏いになることが沖縄戦の経験から十分予想された。沖縄の住民が軍と共に闘ったことは周知の通りだが、日本軍の組織的抵抗が終結した6月23日までに戦死者約12万人、捕虜約8000人に対して保護住民は約22万人であり、「〔自決を強要した〕軍命に最後まで忠実だった住民より、米軍に保護されたり、危険をおかしてみずから投降し、生きのびた住民が圧倒的に多かった」という。本土決戦が起こった場合でも、同様に大多数の国民が自主的行動に出る可能性が高かったのである<sup>(72)</sup>。したがって「戦場の住民はできれば事前に退去させるのが」<sup>(73)</sup>作戦面からも最善の方法であり、九州や関東信越地方などでは5月頃、戦場地住民の避難を企図している<sup>(74)</sup>。しかし一方で、避難のための輸送手段は麻痺し、避難先に宿舎・食糧を給付する余裕もなく、また何よりも生産が落ちることを防がねばならなかった。国内の食糧事情は、避難によって耕地を手放すことを許さないほどに落ち込んでいた。このような事情を考慮すると住民避難策は退けざるを得ず、先の九州での計画も6月に全面的に撤回された。次善策として打出されたのが、住民は「最後まで軍隊と共に戦場に」留まることであり、「健康なものは男女とも…国民義

勇戦闘隊となって戦うこと」であった<sup>(75)</sup>。

以上のように、戦場に留まらざるを得なくなった国民を武装させ、かつ正規軍の劣勢を補うべく、戦闘隊組織の具現化がより一層急務となった。5月15日、各軍管区の参謀副長に対して義勇隊、戦闘隊の説明を行い<sup>(76)</sup>、30日には陸軍省軍務局の会議で研究がなされている<sup>(77)</sup>。その一環として年齢について研究された。4月13日の閣議決定では、概ね男子15歳以上55歳以下、女子17歳以上40歳以下となっていたが<sup>(78)</sup>、5月28日、男子隊員の上限を60歳へ引上げることが決定した<sup>(79)</sup>。義勇隊より範囲が絞られたのは戦闘隊の方がより高度の精神力及び体力を要求されるからであった<sup>(80)</sup>。これらの研究を経て6月11日、臨時議会において義勇兵役法等が成立し、同月末には関連の勅令・軍令等と共に公布施行されるに至る<sup>(81)</sup>。

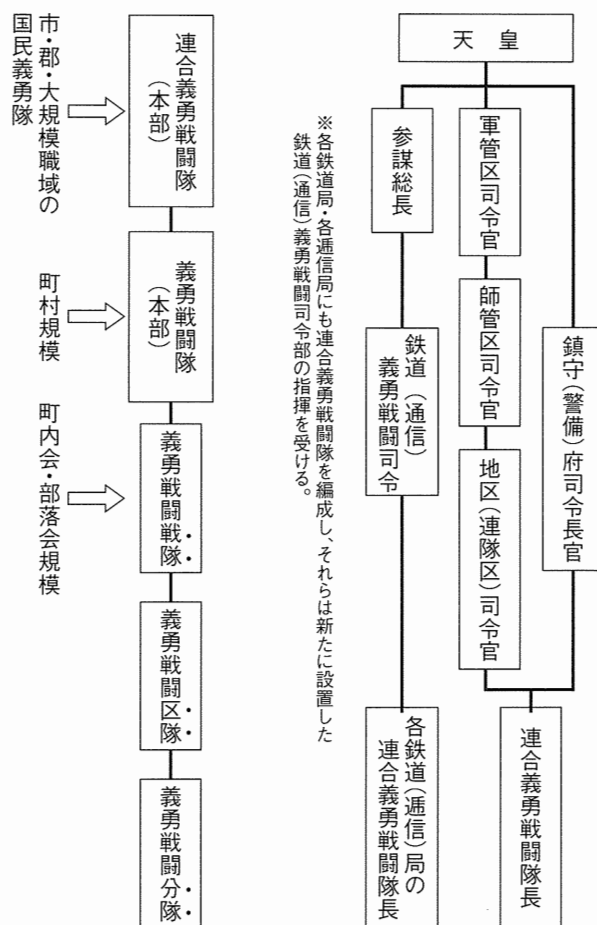
陸軍省は6月末、ラジオ放送を通じてこれら諸法令の趣旨を説明し、さらに同省兵務局の職員が福岡・広島・京都・弘前に出向き、軍官関係者に対して指導を行っている<sup>(82)</sup>。これをうけて京都地区司令部は7月12日、連合国民義勇隊、国民義勇隊の正副隊長などを集め、諸法令の趣旨・戦闘隊の運営・動員計画について説明するとしている<sup>(83)</sup>。こうした普及活動の結果、米軍上陸の可能性が非常に高い久留米や熊本においては、比較的早期に準備が進められ7月には戦闘隊幹部及び隊員の大半を決定し、「命令一下直ちに編成を完成できるような態勢」が整ったという<sup>(84)</sup>。一方、木津村では7月半ばに各部落隣組ごとに人員の振り分けや分隊長の選出などの準備を始め、8月7日になってようやく戦闘隊編成表と幹部候補者名簿を提出し、埼玉県川口市国民義勇隊にいたっては、戦闘隊転移の構想を具体化したのは終戦の日の8月15日であった<sup>(85)</sup>。

45年6月22日の義勇兵役法施行により、帝国臣民は現行の兵役法以外に新たな兵役（義勇兵役）に服し、「天皇御親率ノ軍隊ニ編入シ、帝国軍人タルノ榮譽ト責務」<sup>(86)</sup>とを与えられることとなった。これは、現行兵役法による現役や召集中の者、陸海軍の学生を除く男子15～60歳、女子17～40歳の者で、6年以上の懲役または禁錮以上の刑に処せられた者以外全員を義勇兵という名の軍人にする、まさに「国民皆兵、兵農一如」<sup>(87)</sup>の精神を徹底させた一大兵制改革であった。これ以外でも志願により義勇兵となり得た。この義勇兵が戦闘隊編成下令によって「義勇召集」され、各戦闘隊の隊員となる。編成下令は、軍管区司令官又は鎮守（警備）府司令長官等が必要な際に陸軍あるいは海軍大臣の許可を得、必要な地域・職域に対して発し、これが発せ

られれば該当地域の連隊区司令官は、義勇召集担任者に予め作成させておいた「義勇兵連名簿」により所要の人員を選び、本人を召集する。その場合疾病者や妊産婦、それらの看護のため必要な者などは召集を免除される。本人への召集通達は、召集令状ではなく、回覧版や警鐘あるいは伝声官によるとされた。該当年齢の者は、8月3日までに紙面または口頭によって各自所属国民義勇隊の義勇召集担任者に届け出ることとされ、これを怠ると50円以下の罰金などの罰則が課せられた。木津村では7月末から8月3日までに届け出たようで、個々人宛に証明書が発行されている。一方、愛知県武豊町では期限延長が繰り返され、8月3日以降も届出を督促する回覧版が出し続けられたという。全国民に対する戦闘隊要員、つまり義勇兵の割合は約4割と推測できる。

各地域・職域の国民義勇隊はそれぞれの知事の下に組織された。対する戦闘隊は、市(6大都市においては区)、郡連合、ほぼ1000人以上の職域の各国民義勇隊を単位に連合義勇戦闘隊を編成し、それぞれ地区司令官(連隊区司令官の兼任)に隷属し、「天皇親率ノ皇軍」となった(図ii参照)。その下に町村単位(1000人以上の職域)で義勇戦闘隊を、町内会・部落会単位で義勇戦闘隊を編成し、その下は隣組組織に関係なく男女別・年齢別で義勇戦闘区隊、義勇戦闘分隊を設けた。1000人以下の職域では人数に応じて戦隊もしくは区隊を編成し、職域名を付して地域の義勇戦闘隊に編入された。表iiに示した如く、木津村では奥丹後連合義勇戦闘隊の下に木津村義勇戦闘隊を編成し、その下に3部落ごとで義勇戦闘戦隊を、区隊は第1次から第3次の編成要員の基準に照らして編成した。第1次編成要員は17~45歳の男子(表ii戦闘区隊のI)、

図ii 国民義勇戦闘隊組織図



第2次編成要員は15~16歳、46~50歳の男子及び17~25歳の女子(同II、III)、第3次編成要員は51~60歳の男子及び26~40歳の女子(同IV)とされた。義勇兵ははじめから全員が召集されるのではなく、先ず男子のみ、特殊の技術を持っている者のみ、あるいは幹部のみといった具合に、必要な隊員のみが召集されることになっており、編成要員の区分はこれに備えての

表ii 木津村国民義勇戦闘隊編成表

木津村国民義勇戦闘隊 500 (262)	
戦闘戦隊	(奥・岡田・日和田 部落) 187      (中立・下和田・温泉 部落) 135      (上野・俵野・溝野 部落) 178
戦闘区隊	I (49) II (35) III (16) IV (87)      I (32) II (20) III (4) IV (79)      I (44) II (40) III (23) IV (71)
戦闘分隊	I (21) II (21) III (7) IV (0)      I (14) II (17) III (4) IV (0)      I (6) II (10) III (54) IV (33)      I (15) II (17) III (0) IV (0)      I (10) II (9) III (1) IV (4)      I (0) II (63) III (16)      I (16) II (17) III (11) IV (0)      I (27) II (12) III (1) IV (5)      I (18) II (50) III (21)

1945年8月7日「木津村史料」より作成

※1 数字は隊員数。木津村国民義勇戦闘隊の括弧内は女子の人数。  
 ※2 戦闘戦隊の名称は不詳。  
 ※3 区隊の構成要員は概ね以下の通り。Iは第1次編成要員、IIは第2次編成要員の女子、IIIは第2次編成要員の男子、IVは第3次編成要員。

ものであろう。「国民義勇戦闘隊」と称するのは、義勇兵によって編成される部隊を総称する場合であり、各区分ごとでは市区町村名や職域名をつけ、区隊以下で名称を付けるのが困難な場合は番号を付すこととされた。木津村では区隊、分隊はⅠからⅣの番号で称している。

さて義勇兵が召集されて戦闘隊員となった場合、一般軍人と同様の恩賞や懲罰が与えられる。すなわち武勲抜群の者には金鷄勲章が下賜され、戦死者は靖国神社に合祀され、遺族には恩給が支給される。軍紀を乱した者は、免職、謹慎、苦役などの懲罰が科せられ、上官である地区司令官や連合義勇戦闘隊長がその権限を持った。また、陸海軍刑法が若干の緩和修正を加えて適用され、犯罪事件が起これば軍法会議にかけられる。例えば勝手に職場を放棄したり所在をくらました場合、故なく陣地を離れたことと見なされ、逃亡の罪に問われることとなった。戦闘隊員には陸海軍の区別や階級制度は設けず、指揮者と被指揮者とに分けるのみであった。特別な軍服は支給されず、隊員は隊員徽章(縦6cm、横7cmの白布地に「戦」の文字と氏名を記したもの)を、幹部は他に腕章(幅10cmの白布地に職名を記したもの)をつけるだけであった。また戦闘隊員への俸給は支給しないことを原則としていた。戦闘隊員は戦闘任務に従事するが、一方で従来の地位や身分は失わず、従来通りの職務も継続する義務がある。戦闘隊員の軍隊としての任務は以下の通りである。<sup>(94)</sup>

- ①直接戦闘：敵の上陸又は空挺部隊の降下に際し、一般軍人と協力しあるいは独力で郷土、職域を護り又遊撃戦を行う
- ②情報連絡：正規軍が必要とする情報を迅速に伝達する
- ③運輸・通信・補給等
- ④築城、飛行場・道路の構築・補修、運輸・通信・生産施設の維持・補修などの工事

これらの任務を遂行するにあたり、戦闘隊員は戦闘が如何に熾烈であっても与えられた任務遂行の現場から離れることが禁じられ、戦陣訓同様、「生キテ虜囚ノ辱ヲ受ケス」という態度が求められた。また、軍部は『国民抗戦必携』<sup>(95)</sup>『国民築城必携』<sup>(96)</sup>『対空挺戦闘図解』<sup>(97)</sup>によって戦闘隊任務の詳細を示し、これらを国民義勇隊員に配布しようとした。『国民抗戦必携』は先述①の直接戦闘に対応するものである。そこで示された戦闘法は、2、3名一組で火炎瓶や手投爆雷などを敵戦車に投擲する方法や、ナタや出刃包丁などで背後から奇襲する方法、格闘になれば敵兵のみぞおちを突

くか拳丸を蹴る、もしくは柔道の手を使って絞殺することなどであった。『対空挺戦闘図解』は①、②を示したもので、敵の空挺部隊を発見した場合は、電話や自転車、伝書鳩などを利用して迅速・正確に連絡し、「敵の降下地点付近に居合わせたものは小銃、手榴弾、鋏、ハンマー…なんでもよいから直ちに武器をとって落下兵を必殺」すべきことが訴えられた。これらはいずれも日ごろからの不断の訓練が絶対必要という。『国民築城必携』は④に対応し、たこ壺壕や交通壕の作り方が解説された。

ところで、軍部は戦闘隊員の武器について何らかの統制を考えていたようである。陸軍次官通牒では戦闘隊員が各自所有の武器で武装する場合、軍部は指導統制を行うと共に、必要ならばそれらを買収して統一使用を図り、さらに刀剣、銃砲、手榴弾等の直接戦闘用武器を与える必要があれば、「軍ニ於テ整備ヲ担当スルヲ原則」とすることを定めていた。<sup>(98)</sup>「軍から隊長を命ぜられていた」坂本上(ミカド)は、「[高知県の]浦戸湾に米軍上陸近しとの情報が来ると、おもに青年学校生徒らの長として五、六十名もつれて海岸付近の国民学校へかけつけて宿泊…武器は待機の期間、小銃と弾薬が手渡され」たという。<sup>(99)</sup>この証言は学徒によって戦闘隊が編成されたことを示唆すると共に、実際に武器が支給されたことを明示している。東海地方で編成された「学徒義勇隊」では、適格者に対して戦闘訓練が施されたが、そこでは貴重な実弾を使用している。<sup>(100)</sup>しかし正規軍の兵備も不十分な状況の中、これらの特例を除いて一般戦闘隊員に使用させるべき武器は粗末なものであったという。すなわち、「銃は単発、先込みのものであって、弾丸は鉄の丸棒を輪切りにしたものであり、火薬を包んだ小さな袋をまず筒先からこめ、次にこの弾丸をこめるという代物である。その他は昔ながらの弓…竹槍、刺股など」であったようだ。<sup>(101)</sup>軍部は国民義勇戦闘隊の武器について自ら担当し、支給しようとし、実際に隊の中核となる者には支給した事実があるが、実態として全戦闘隊員への武器支給は不可能であり、したがって各自所有の鎌、ナタ、出刃包丁、ハンマー等を用いさせるしかなかったといえよう。<sup>(102)</sup>

戦闘隊の運用については各軍管区司令官等が担当することとなっており、九州の各軍では作戦計画に戦闘隊の運用を組込んでいた。それは、在郷軍人によって編成される地区特設警備隊と共に行動させ、軍需品輸送、道路修復作業等の兵站支援の他、一部精鋭者を正規軍に配属させ、交通網の破壊、物件の焼却等の遊撃行動をとらせるというものであった。<sup>(103)</sup>前述のように、

東海地方で編成された「学徒義勇隊」に対する訓練は、「銃・手榴弾・機関銃・爆薬の実弾訓練」や「匍匐訓練」など、極めて実戦に即したものであった<sup>(104)</sup>。さらに、終戦頃における本土の作戦可能総兵力として、陸軍軍人軍属約225万名、海軍軍人軍属約130万名等と共に国民義勇戦闘隊の要員として2800万名が数えられているのである<sup>(105)</sup>。以上のことから、軍部が限定的にせよ国民を戦闘力——遊撃戦や兵站部隊の要員——と捉えていたことは明らかであろう。

#### 4. 国民義勇隊と国民義勇戦闘隊の変化

義勇兵役法が議会で論議されている時から、純軍事面だけでなく生産・増産面から戦闘隊を要求する声が上がっていた。45年6月9日、義勇兵役法をめぐる衆議院での質疑中、森田重次郎議員（大日本政治会）は軍需・食糧増産の徹底化のために「国民ノ職場々々ノ組織ニ軍的性格ヲ与へ、自発的ナル戦闘力ヲ昂揚スルコトガ、絶対的ニ必要デアル」と述べ、職場にも戦闘隊同様の組織を編成することを求めている<sup>(106)</sup>。新聞紙上では、生産の行詰まりの原因を勤労者の生産意欲の低下に求め、その解決は現在の職域義勇隊を天皇親率の軍隊とする以外に考えられず、したがって「戦闘隊下令こそ急務」であるという<sup>(107)</sup>。また美濃部洋次総合計画局長は義勇隊から戦闘隊に切替えることで「一つの規律のもとに統率される」ため、勤労者の戦意が昂揚し、ひいては生産目的を達成できると主張する<sup>(108)</sup>。

第2章に既述のように、もともと職域では国民義勇隊を編成することで軍隊的規律を以って生産に従事することが求められていた。しかし、沖縄の失墜や連日の空襲により国民の戦意は低下の一途をたどり、生産も落ち込むばかりであった。政府は隊歌の制定やパンフレット配布、幹部訓練の実施などによって義勇隊精神を普及し、戦意昂揚を試みるが、それは既に限界に達していた。また、義勇隊は内閣直属か内務省主導かで決定が二転三転しており、そこから「義勇隊は無用の長物なのか」との疑念が生じ、さらに義勇隊と戦闘隊との関係に混乱を来していた<sup>(109)</sup>。官製団体に陥ったとの批判も出ていた。ここに来て義勇隊の生産維持機能は見捨てられ、次の、そして最終の手段として、職域での戦闘隊転移が考えられたのである。

これに対し、軍部は当初この要求に反対であった。軍部では、義勇隊は生産面を主とするのに対し、戦闘隊は軍律による戦闘を主とすると両者をはっきり区別しており、戦闘隊の生産面への従事に関しては、「軍ガ直接指導シテ工場ニ働カシムルコトハ中々難カシ」

く、「只今ノ考ヘデハ…国民義勇隊ノ方ニ当ラシメタ方ガ」よく、「今直チニ一般生産ニ此ノ国民義勇戦闘隊ヲ従事」させる考えはないと断言する<sup>(110)</sup>。陸軍次官柴山兼四郎中将は、本土決戦に当って正規軍が水際で「殲滅作戦」をし、「七倍モ八倍モノ人馬ヲ要スル」後方勤務は「一億国民同胞ニ受持ツテ戴キタイ」、そうすることではじめて作戦が可能になるとしている<sup>(111)</sup>。すなわち、義勇兵役法が論議されていた頃の軍部の方針では、戦闘隊の最大の任務は作戦上不可欠な後方勤務への従事であり、生産面は義勇隊に任せるというものであった。だからこそ戦闘方法を具体的に記した『必携』類を提示したのである。

しかし7月以降、軍部のこの方針に一定の変化が見受けられる。7月14日の新聞は「生産に戦闘的筋金」との見出しで、陸軍大佐荒尾興功軍事課長との対談を掲載している。彼はこの対談で、天皇親率の皇軍である戦闘隊への転移によって「更に日本人の魂をゆり動かす」ことができ、職域において「出す命令には筋金が入って来る」ので、「与へられた命令は事の如何を問はず遂行」することが可能となると言い、生産面で戦闘隊の果たす役割を強調している。軍需省航空兵器総局長官遠藤三郎陸軍中将は12日発表の談話において、本土決戦を目前に控えた現段階での航空機生産の重要性を説き、現段階ではほとんどすべての国民がそれと関連する生産活動に従事しているのだから、「生産に携はる職場は直ちに戦闘隊となって天皇陛下の兵隊にすべきだと思ふ」、「かくすることが職場にある者をして全力を発揮させる道である」と主張する<sup>(112)</sup>。また7月以降、陸海軍省と軍需省は軍需行政機構の抜本的整備を企図した。それは大本营に新たに軍需総監部を設け、職域戦闘隊組織の統一指導を担当させ、それによって生産増強をねらったものであった。阿南陸相はこの実現に積極的であったという<sup>(113)</sup>。

軍部におけるこの方針転換をもたらしただけでなく、以下のような要因が考えられる。第一に敵情判断の変化である。5月初頭には、米軍の上陸は6月末と予想されていたが、7月になると、「九月末以降直路九州、四国方面に上陸作戦を強行し…明年春頃関東地方に上陸<sup>(114)</sup>」するであろうと見られるようになった。陸軍省軍事課でも、今後の様相を「七月、八月、九月空爆 十月、十一月上陸」と判断している<sup>(115)</sup>。この情勢変化に伴い、7月以降、軍部の国民武装組織への関心は相対的に低下し、正規軍の兵備に比重が置かれるようになった。次に国力の問題である。決戦時期の遅延とそれに伴う空襲の熾烈化は、それだけ国力の危機的

様相を高めることとなった。本土周辺の制空・制海権は7月には完全に失われ、日本への物資輸送力は大幅に減少した。国民の生活物資や軍需生産物資の輸送には、毎月最低300万トンの稼働船腹が必要とされたが<sup>(118)</sup>、45年6月から8月にかけてのそれは、112万トン、91万トン、67万トンと激減していき<sup>(119)</sup>、年末には「使用船腹量は殆ど皆無に近き状態」になると予想されていた<sup>(120)</sup>。これを補うため、北朝鮮から海流を利用して食糧を詰めた樽を流すという方法を企図したほどであった<sup>(121)</sup>。また鉄鋼生産は、「前年同月に比し四分の一程度に陥り」<sup>(122)</sup>、航空揮発油についても「海軍ハ八月迄、陸軍ハ九月迄」しかもたないと予想された。食糧については7月初頭に米穀配給の1割削減が決められ、「食油、砂糖等の配給は殆どなくなっていた」という<sup>(124)</sup>。以上から明らかかなように45年中期以降、輸送力、民需・軍需物資、食糧品等、戦争継続上のあらゆる絶対条件が絶望的であった。このような国力のまさに終末的な現状を前に、軍部としても敵情判断の変化に基づき、一部の地域以外はさしあたって戦闘力よりも戦意昂揚、生産維持を優先すべきとの考えに落ち着いたのであろう。それはすでに国民義勇隊では担いきれないものであったため、「天皇の軍隊」である戦闘隊に期待されるようになったのである。

運輸・通信・一部の重要軍需工場など作戦と密接に関係する職域については、空襲下でも戦闘隊員たらしめるべきとされ、6月末には、早期に戦闘隊として編成することが決定していた。予定通り、7月23日には鉄道義勇戦闘隊の編成下令が行われ、27日編成を完結して参謀総長の隷下に入った。8月1日には船舶義勇戦闘隊、5日には船舶救難戦闘隊が編成され、それぞれ海軍に所属することとなった<sup>(125)</sup>。

戦闘隊転移は、この3隊のみとする見方がほとんどであるが、実際には各地において転移した例がいくつか確認される。前章の坂本証言から、高知県浦戸湾付近の学徒によって編成されたことが予想される他、東海軍管区では同軍管区参謀の立案で、学徒義勇戦闘隊として「東海学徒列車警乗隊」が編成された<sup>(126)</sup>。また、行政査察随員の報告によると、「国民義勇隊ヲ戦闘隊ニ転移シテ[軍と共に陣地構築の]共同作業ヲ行ヒツゝアル地点モアル」という<sup>(127)</sup>。

終戦に伴い、一部で編成されていた国民義勇戦闘隊は「戦争目的のために作られたものであるから」<sup>(128)</sup>、終戦直後すべて解散することとなり、国民義勇隊についても8月21日の閣議で解散が決定した。

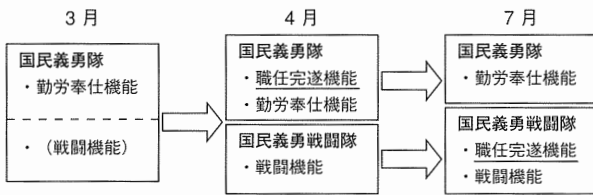
## 終わりに

度々指摘されることだが、末端において国民義勇隊に関する中央の意図はほとんど伝わらなかった。組織ができて実動化は遅く、その活動も多分に義務的であり、また隊員の自覚も薄く、盛り上がる「民意ノ発動」としてのものとは到底いえない状態であった。義勇隊の第一義は職任完遂であるとされていたが、職を持たない人々によって編成された各地域の義勇隊では、第二義的な出勤（勤労奉仕）のときにしか意味を持たなかった。職域では義勇隊組織化によって増産を図るも効果なく、逆に生産に支障を来すことすらあった。義勇隊の第一義は、職域においても戦闘隊に転移しない限り意味を持たないものとなった。

軍部が構想していた国民組織は、一般国民を直接戦闘や後方支援等に駆立てる、文字通りの戦闘組織であり、その具現として新設された国民義勇戦闘隊は、義勇兵という軍人を構成員とした軍の一部隊であった。老幼者、女子をも含めた義勇兵は、まさしく一般軍人同様の荣誉と責務とを与えられた帝国軍人なのであった。しかしながら一方で、国民義勇戦闘隊は国民組織を利用しなければ編成できない部隊であり、義勇兵は軍人でありつつ従来通りの生産人でもあった。戦闘行動と生産活動が区別できない段階でのこの部隊は、正規軍の現地自活と逆点の発想、すなわち生産人自身の「自活自戦」<sup>(129)</sup>の組織であった。これは軍事行動のプロであるはずの軍部が、戦闘力の絶対的不足と国力の絶望化という様相に直面し、その責任を放棄したことを示す組織であったと言える。

以上のことを踏まえ、義勇隊、戦闘隊に課された役割の変化をごくおどろきに図式すると、図iiiのようになる。4月以前の小磯内閣時、義勇隊と戦闘隊は明確に区別されていなかった。鈴木内閣になって、それぞれ表裏一体でありながら、一応別組織となり、義勇隊は「生産面」を、戦闘隊は「軍律ニ依ル戦闘」を主とするものとされた<sup>(130)</sup>。この内閣において、義勇隊の勤労奉仕機能は二義的なもので、第一義はあくまで各自の職任完遂であることが強調された。同時期、戦闘隊の戦闘機能が急速に整えられる。しかし7月以降、それは一部地域を除いて以前ほど切迫したものではなく、戦闘隊は戦闘機能を保持しながらも、新たに生産面での役割がクローズアップされるようになる。そして生産面を担いきれなくなった義勇隊に最終的に残されたのは、勤労奉仕作業に出る出動隊としての性格のみとなったのである。

図iii 国民義勇隊・国民義勇戦闘隊の機能変化図



国民義勇隊員に隊員としての自覚はなかった。義勇隊員と戦闘隊員は法的に区別され、前者は戦闘員ではなかった。しかし米軍にとって、このことはまるで意味をなさず、民間人を殺傷する地域爆撃に後ろめたさを感じていた彼らにとって、国民義勇隊は、ある米軍大佐の言葉に象徴的である。すなわち「全日本人は適当な軍事目標である、日本には民間人はいない<sup>(131)</sup>」。

【注】

- 1 朝日新聞 1945年7月19日。以下、年月日については45.7.19のように略記。
- 2 主に中央レベルの分析としては、木坂順一郎「日本ファシズムと人民支配の特質」『歴史学研究』別冊特集（1970）、照沼康孝「国民義勇隊に関する一考察」『年報・日本近代史1 昭和期の軍部』（山川出版社、1979）、信夫清三郎『戦後日本政治史1945～1952 I』（勁草出版、1965）、藤原彰『太平洋戦争史論』（青木書店、1982）。地域の実態の分析としては、分須正弘「浦和市における国民義勇隊の組織と活動」『浦和市研究』第3号（1988）、小出裕・倉橋正直「愛知における国民義勇隊」『歴史評論』No.556（1996）、廣本満「西牟婁郡の国民義勇隊」『くちくまの』No.109（1997）、小西ノブ子『地獄絵—草津南町国民義勇隊全滅の記録—』（田螺社、1982）、茶園義男『本土決戦 日本内地防衛軍』（不二出版、1986）。資料集では、北博昭編・解説『国民義勇隊関係資料 十五年戦争極秘資料集23』（不二出版、1990 以下『国民義勇隊関係資料』と略記）、由井正臣他編『資料日本現代史13 太平洋戦争下の国民生活』（大月書店、1985 以下『資料日本現代史13』と略記）。これらの研究により、国民義勇隊の中央機構をめぐる官庁間の主導権争いに関しては、内務省の勝利に終わったとの見方に落ち着いている。しかし主導権問題を考察するにあたっては、軍部からの視点が十分考慮されているとは言い難い。
- 3 防衛庁防衛研修所戦史室、戦史叢書『本土決戦準備<1>関東の防衛』（朝雲新聞社、1971） p 156。以下『本土決戦準備<1>』と略記。
- 4 1944年11月11日提示の陸海軍省作成「沿岸警備計画設定上ノ基準」による。ただし軍配備が手薄となる島嶼に関しては、「在住民の総力を結集して直接戦力化し、軍と一体とな

り、国土防衛に当たる組織体制を強化確立する」こととなっていた（前掲『本土決戦準備<1>』 p 156～158）。

- 5 服部卓四郎『大東亜戦争全史』（原書房、1965） p 745。
- 6 同上 p 734。
- 7 同上 p 813。
- 8 防衛庁防衛研修所戦史室、戦史叢書『大本営陸軍部<10>昭和二十年八月まで』（朝雲新聞社、1975） p 23。以下『大本営陸軍部<10>』と略記。
- 9 前掲『大東亜戦争全史』 p 753。
- 10 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 183。
- 11 防衛庁防衛研修所戦史室、戦史叢書『本土決戦準備<2>九州の防衛』（朝雲新聞社、1972） p 410。以下『本土決戦準備<2>』と略記。
- 12 種村佐孝『大本営機密日誌』（ダイヤモンド社、1952） p 216。
- 13 この点に関して照沼も陸軍では国民義勇隊の組織化は内務省に任せ、側面から様々な要求を出すことで実質的に陸軍の希望する組織とすることが考えられていた、としている。照沼前掲論文 p 213。
- 14 国民組織の面に関しては照沼前掲論文に詳しい。
- 15 閣議決定では「国民義勇隊」という言葉が使われているが、新聞発表（朝日新聞 45.3.24）では「義勇奉公隊」となっている。
- 16 社会問題資料研究会編『帝国議会誌 第一期第四七卷』（東洋文化社、1979） p 458（第86回衆議院）。
- 17 「国民義勇隊組織ニ関スル件」前掲『資料日本現代史13』 p 522。
- 18 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 184。
- 19 「国民義勇隊組織ニ関スル件」前掲『資料日本現代史13』 p 522。
- 20 照沼前掲論文 p 207では、この背後に、生産に重点を置くべきであるという農商省等からの意見があったと指摘する。
- 21 朝日新聞 45.5.13。
- 22 朝日新聞 45.5.15。
- 23 朝日新聞 45.3.25。
- 24 朝日新聞 45.3.29。
- 25 朝日新聞 45.4.16。
- 26 朝日新聞 45.5.1。
- 27 朝日新聞 45.5.15（内相説示）。
- 28 朝日新聞 45.5.13（重田民生局長）。
- 29 45.4.27の閣議決定（前掲『資料日本現代史13』 p 528）や朝日新聞 45.5.15（内相説示）等。
- 30 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 186。
- 31 前掲『国民義勇隊関係資料』 p 12～15。
- 32 「通信関係職域国民義勇隊編成ニ関スル件」（6月11日）、「運輸気象関係職域国民義勇隊ノ組織ニ関スル件」（6月20日）などが出された。京都府立総合資料館蔵、京都府庁史料

- 「国民義勇隊関係通牒綴1」。
- 33 京都府立総合資料館蔵、京都府庁文書「昭和二十年六月新居前知事三好知事事務引継演説書」。
- 34 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒綴1」。
- 35 網野町郷土資料館蔵「昭和二十年 国民義勇隊、勤労働員 木津村役場」。以下「木津村史料」と略記。以下、木津村に関する記述は同史料による。
- 36 前掲『国民義勇隊関係資料』p 77。
- 37 前掲『資料日本現代史13』p 563～572、p 616。
- 38 木坂前掲論文 p 127の表による。
- 39 京都新聞 45.6.20。
- 40 京都府立総合資料館蔵、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒綴2」。
- 41 朝日新聞 45.7.13。
- 42 京都新聞 45.6.20。
- 43 朝日新聞 45.6.23。
- 44 加茂町史編さん委員会『加茂町史 第三巻 近現代編』（1973）p 276。
- 45 決戦方面へ軍を集中させるための架橋・道路整備作業。分須前掲論文に詳しい。
- 46 埼玉県編『新編埼玉県史 通史編6』（1989）p 1098。
- 47 小出・倉橋前掲論文 p 62、63。
- 48 小西前掲書。草津南町の義勇隊員は疎開作業に出動中の8月6日、原爆に遭い、156名全員が死亡している。同日、同じ出動指令によって作業にあっていた義勇隊員は総数約2万名でそのほとんどが死亡、さらに動員学徒1万1千名中、9千名も死亡したという。（茶園義勇『安田学園五十年史』学校法人安田学園、1965 p 197）。
- 49 大佛次郎『敗戦日記』（草思社、1995）p 250。
- 50 例えば以下の地域の例を挙げることが出来る。山形県東田川郡：各町村挙って45歳以上の志願参加を申し合わせる、兵庫県豊岡町：55歳への引き上げを当局に要望する予定（以上朝日新聞 45.6.3,4）。福島県福島市：55歳に引き上げ（福島市史編纂委員会『福島市史 第11巻近代資料Ⅱ』1973）。岡山県後月郡西江原町：55歳に引き上げ（前掲『国民義勇隊関係資料』p 143）。同町はのちに男子、女子とも年齢の上限制限を撤廃している。京都府：「最高年齢低キニ過グル為四十六才以上六十才迄ノ者ヲモ…志願ニ依リ加入セシムル」（前掲、京都府庁文書「昭和二十年六月新居前知事三好知事事務引継演説書」）。
- 51 小西前掲書 p 163。
- 52 前掲『国民義勇隊関係資料』p 12。編者の聞き取りによる。
- 53 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒綴1」。
- 54 前掲『大本営陸軍部<10>』p 240。
- 55 朝日新聞 45.5.21。
- 56 粟屋憲太郎・川島高峰編『敗戦時全国治安情報第一巻』（日本図書センター、1994）p 28。行政査察随員、萱場資郎の報告。
- 57 前掲『資料日本現代史13』p 546～553。
- 58 「国民義勇隊運営ニ関スル件」45.7.9 前掲『国民義勇隊関係資料』p 38、前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒1」。
- 59 「国民義勇隊運用ニ関スル件」45.7.19、「国民義勇隊運用ニ関スル件照会」45.7.20 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒1」。
- 60 「義勇隊今後ノ育成ニ関スル連絡要綱ニ関スル件通牒」、「国民義勇隊教育ニ関スル指示送付ノ件通牒」45.6.20 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒1」。
- 61 朝日新聞 45.7.4。
- 62 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係通牒綴1」、朝日新聞 45.7.15。
- 63 朝日新聞 45.6.24。楽譜・歌詞も記載されている。
- 64 小西前掲書 p 103。
- 65 「状況急迫セル場合ニ応ズル国民戦闘組織ニ関スル件」前掲『資料日本現代史13』p 527、528。
- 66 前掲『大本営陸軍部<10>』p 185、186。
- 67 同上 p 215。
- 68 同上 p 247。
- 69 前掲『大東亜戦争全史』p 901。45年6月6日の最高戦争指導者会議での発言。
- 70 前掲『大本営陸軍部<10>』p 245。
- 71 前掲『本土決戦準備<2>』p 420（第16方面軍参謀長稲田正純中将の回想）。
- 72 広川禎秀「国民の敗戦体験」（藤原彰・今井清一編『十五年戦争史4』青木書店、1989）p 63、64。
- 73 前掲『本土決戦準備<2>』p 421（第57軍参謀長吉武安正少将の回想）。
- 74 同上 p 422（前出、稲田中将の回想）、前掲『大本営陸軍部<10>』p 240。
- 75 同上 p 422（前出、稲田中将の回想）。
- 76 前掲『大本営陸軍部<10>』p 239。
- 77 同上 p 219。
- 78 前掲『国民義勇隊関係資料』所収の「国民義勇隊ノ組織ニ関スル要綱」（4月30日）p 13では、男子戦闘隊員の上限が50歳となっている。4月30日現在、中央の規定ではそれは55歳とされており（注65）、また京都府、埼玉県、東京都の要綱でも55歳となっているので、写しの際に書き間違えたのだろうか。
- 79 前掲『大本営陸軍部<10>』p 260。
- 80 朝日新聞 45.6.14。戦闘隊員の年齢について阿南惟幾陸相は「なるべく範囲を縮め、国際陸戦法規に基づく非戦闘員を多くする」という意見であったという（前掲『大本営陸軍部<10>』p 186）。これに対し、地上戦生起の場合、捕虜待遇を受けるために戦闘隊身分を与えたとする説がある。百瀬孝著・伊藤隆監修『事典昭和戦前期の日本 制度と実態』

- （吉川弘文館、1990）p 271では、戦闘隊員は国際陸戦法規の定める非戦闘員保護を受けられないが、「当時国民は空襲の激化により、いささかも保護を受けていなかったのであるから、むしろ戦闘員に組織化することによって、本土決戦時の抵抗を合法化し、捕虜になっても正当な待遇を求めることができる」という。しかし、陸相の発言や年齢に枠を設けたこと、病弱者を隊員から除外していることなどから、この説には疑問が残る。
- 81 国民義勇戦闘隊関連の法案類は以下の通り。①義勇兵役法（法律）②義勇兵役法施行令（勅令）③国民義勇戦闘隊員ニ関スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法会議法及海軍軍法会議法ノ適用ニ関スル法律（法律）④国民義勇戦闘隊員服装及給与令（勅令）…以上6月22日公布施行⑤国民義勇戦闘隊統率令（軍令）⑥国民義勇戦闘隊員給与等規則（陸海軍省令）…以上6月23日公布施行⑦国民義勇戦闘隊教令（陸海軍省令）…6月24日公布施行⑧義勇兵役法施行規則（陸海軍省令）…7月5日公布施行⑨国民義勇戦闘隊員ニ関スル陸海監獄令ノ特例（勅令）…8月10日公布施行①②③⑤⑦⑧は前掲『国民義勇隊関係資料』p 59～67、④は赤木須留喜『翼賛・翼壯・翼政』（岩波書店、1990）p 611～613、⑥⑨は前掲『大本営陸軍部<10>』p 335。
- 82 前掲『大本営陸軍部<10>』p 335、336。京都では6月28日にこの会同を持った（前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係綴1」）。
- 83 前掲、京都府庁史料「国民義勇隊関係綴1」。
- 84 前掲『本土決戦準備<2>』p 413。
- 85 前掲『新編埼玉県史 通史編6』p 1097。
- 86 社会問題資料研究会編『帝国議会誌 第一期第四八巻』（東洋文化社、1979）p 89。
- 87 朝日新聞 45.6.24（阿南陸相ラジオ放送）。
- 88 連隊区司令官が、所管地域の義勇隊員で戦闘隊員となるべき者の中から指定し、義勇召集の事務を担当する。京都府では、市区町村長を乙担任者、連合義勇戦闘隊の副隊長となるべき者を甲担任者とした（「木津村史料」）。
- 89 但し1946年以降は、毎年1月1日から12月31日までの間に該当の年齢に達する者は前年12月31日までに届け出ることとされた。
- 90 小出・倉橋前掲論文 p 64。
- 91 熊本県の場合、人口約153万人に対し、戦闘隊要員約64万人（前掲『本土決戦準備<2>』p 412の表より）。1945年の総人口約7215万人（総務庁統計局『第四十六回日本統計年鑑』1996）に対し、戦闘隊員2800万人（前掲『大東亜戦争全史』p 819）。
- 92 東京都、京都・大阪・名古屋・横浜・神戸の各市。
- 93 朝日新聞 45.6.25。
- 94 注81⑦参照。
- 95 大本営陸軍部発行 朝日新聞 45.6.10～13。
- 96 大本営陸軍部発行 朝日新聞 45.6.18、京都新聞 45.7.18。
- 97 教育総監部発行 朝日新聞 45.6.19、京都新聞 45.7.17。これらが実際に配布されたか否かは定かでない。
- 98 「国民総武装用兵器整備ニ関スル件」前掲『国民義勇隊関係資料』p 76。木坂前掲論文や照沼前掲論文では、国民義勇隊の武器携帯に関して、軍部はそれを直接担当しないと解釈する。この説は陸軍次官通牒第一項の「各軍ノ実施スル兵器関係ノ現地自活ハ軍装備ノ充足並修理力ノ増強ニ重点ヲ指向シ国民総武装用兵器ノ整備ハ直接之ヲ担任セザルヲ原則トス」に依拠したものと思われるが、この項は、内地各軍が実施することになっていた兵器関係の現地自活について述べたものであり、軍中央部が戦闘隊員の武器整備を担当しないとしていた根拠とはいえない。
- 99 前掲茶園『本土決戦 日本内地防衛軍』p 202。
- 100 佐藤明夫「本土決戦と東海学徒義勇隊—中学生の玉砕要員づくり—」『歴史評論』No.556(1996) p 48～52。訓練を受けた学徒は総数2000名以上と推測、彼らは訓練中各人2発の実弾射撃を行ったという。単純に計算すれば、4000発以上の実弾が使われたことになる。また学徒の組織については「東海地方だけは全国でもきわめて特異な体制」をつくり、一般の国民義勇隊より戦闘準備隊としての性格が強い「学徒義勇隊」であったという。
- 101 鈴木貫太郎伝記編纂委員会『鈴木貫太郎伝』（1960）p 349。
- 102 統一的に支給すべき武器がなかったという事実から、軍部は国民に戦闘力を期待していなかったという説が出てくるのであろう。このような説をとるものとして、小出・倉橋前掲論文や照沼前掲論文などがある。
- 103 前掲『本土決戦準備<2>』p 418、419。
- 104 注100参照。
- 105 前掲『大東亜戦争全史』p 819。1945年8月の陸海軍総兵力は716.5万人（大江志乃夫『昭和の歴史 第3巻 天皇の軍隊（文庫版）』小学館、1988 p 366）であるので、5割が使用不能ということになる。
- 106 前掲『帝国議会誌 第一期第四八巻』p 90。
- 107 朝日新聞 45.6.28、7.22など。
- 108 朝日新聞 45.7.3。
- 109 朝日新聞 45.7.19。
- 110 前掲『帝国議会誌 第一期第四八巻』p 99。
- 111 「第八十七回帝国議会衆議院 義勇兵役法外一件委員会沖繩作戦及ビ今後ノ戦局ノ見通シ」45.6.10、『帝国議会衆議院秘密会議事速記録集（二）』（衆議院事務局、1996）p1056。
- 112 朝日新聞 45.7.14。
- 113 朝日新聞 45.7.13。
- 114 前掲『大本営陸軍部<10>』p 394。
- 115 前掲『大東亜戦争全史』p 829。
- 116 前掲『大本営陸軍部<10>』p 348。
- 117 同上 p 344。

- 118 富永謙吾編『現代史資料39 太平洋戦争5』（みすず書房、1975）p 564。
- 119 大井篤『海上護衛参謀の回想—太平洋戦争の戦略批判—』（原書房、1975）p 252～255の表（原資料はU.S.S.B.S.、The War against Japanese Transportation 1941～1945 p 116～118）より計算。軍で使用していないものの内、運航可能なものの総トン数。米英戦開戦時は185万トン。
- 120 45年6月6日の最高戦争指導会議における国力の現状報告（前掲『大東亜戦争全史』 p 897）。
- 121 前掲『帝国議会衆議院秘密会議事速記録集（二）』 p1058。
- 122 前掲『大東亜戦争全史』 p 897。
- 123 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 316。
- 124 前掲『大東亜戦争全史』 p 871、872。
- 125 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 395、396。
- 126 米軍機による輸送網の狙い撃ちに対処するために編成され、各列車の最後尾に連結した無蓋車に、少数の兵と中学生を乗せ、護衛の任に就かせるものであった。これに動員された中学生が戦死している。佐藤前掲論文 p 55、56。
- 127 前掲『敗戦時全国治安情報第一巻』 p 42。
- 128 朝日新聞 45.8.17。
- 129 朝日新聞 45.7.3。

130 前掲『帝国議会誌 第一期第四八巻』 p 98。第87回衆議院における45年6月11日加藤鎌五郎議員の発言。

131 前掲『大本営陸軍部<10>』 p 354。国民義勇隊が編成されたという日本の宣言に基づき、米航空部隊の一大佐が45年7月21日の公式情報誌に記したもの。

#### 付記

本稿は1998年12月に脱稿したものであるが、その後、松村寛之氏「国民義勇隊小論」（『歴史学研究』No.721 1999.3）が発表された。松村論文では、義勇隊をめぐる問題にいかんが敗戦認識が反映したかを考察する。つまり、内務省を中心とする勢力が軍政に繋がるという点から戦闘隊転移を強固に反対した結果、陸軍は戦闘隊転移の熱意をしだいに失い、内務省主導のもとで義勇隊を敗戦時の治安維持機構とすることに成功したと主張する。しかし、戦闘隊をめぐる陸軍構想の変化を軍外部からのみ説明するのは充分とは言えない。陸軍の主体的要因によるものを見落としてはならないだろう。「はじめに」でも指摘した通り、陸軍の視点から義勇隊・戦闘隊を分析することが不可欠であると考えられる。敗戦認識との関係の指摘は重要であり、今後の検討課題としたい。

（筆者 京都府立大学院生）